議案第41号

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例の制定について

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年3月27日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第号

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年多可町条例第 45号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9 平成30年4月支給に係る町長及び教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、 別表に定める額から、町長にあっては100分の5を、教育長にあっては100分の10を減じ た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

	現	行	改正
附則			附則
1~8 (略)			1~8 (略)
			9 平成30年4月支給に係る町長及び教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別
			表に定める額から、町長にあっては100分の5を、教育長にあっては100分の10を減じた額
			<u>とする。</u>